



2021年1月26日

各位

会社名 株式会社川金ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鈴木 信吉
(コード番号 5614 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 青木 満
(TEL. 048-259-1111)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年12月14日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2020年12月14日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2021年1月26日から2021年2月16日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年2月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

2020年12月14日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、4,830,570株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
19,812,793株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
19,812,797株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2020 年 11 月 10 日に提出した第 13 期第 2 四半期報告書に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (20,000,000 株) から、当社が、2020 年 12 月 14 日開催の取締役会において決議した、2021 年 2 月 18 日付で消却する予定の 2020 年 12 月 4 日現在当社が所有する自己株式数 (187,203 株) を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

4 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

16 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社 S S ホールディングス (以下「公開買付者」といいます。) 以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数 (合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却し、又は会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者が 2020 年 10 月 1 日から 2020 年 11 月 17 日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付けの価格と同額である 388 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第 2 号議案 (定款一部変更の件)

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 16 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 4 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止す

るため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）を変更するものであります。

当該定款の一部変更の内容等は、2020年12月14日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年2月19日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

| | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 臨時株主総会開催日 | 2021年1月26日（火） |
| ② | 整理銘柄指定日 | 2021年1月26日（火）（予定） |
| ③ | 当社株式の売買最終日 | 2021年2月16日（火）（予定） |
| ④ | 当社株式の上場廃止日 | 2021年2月17日（水）（予定） |
| ⑤ | 株式併合の効力発生日 | 2021年2月19日（金）（予定） |

以上